

桜井市監査委員公表第 4 号

令和 7 年度定期監査（第二次）結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項により別紙のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 24 日

桜井市監査委員 今 西 秀 仁  
同 札 辻 輝 巳

# 監査結果報告

## 1. 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施しました。

## 2. 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

## 3. 監査の対象及び期間

監査内容	令和7年10月1日現在の監査資料による
監査期間	令和7年10月2日から令和7年11月19日まで
対象部課	市民生活部 保険医療課 都市建設部 下水道課 教育委員会事務局及び教育機関 教育総務課 社会教育課(中央公民館含) 文化財課 安倍幼稚園 朝倉小学校 大福小学校 桜井西中学校 奈良県広域水道企業団 業務課・工務課

#### 4. 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めているか等を主眼として監査を実施しました。

\*以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人事配置について	<ul style="list-style-type: none"><li>事業運営上不合理な点は無いか</li><li>職員の勤務状況は適正か</li></ul>
② 予算の執行状況、収納事務、支出事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか</li><li>調定の時期及び手続は適正か</li><li>支出負担行為は法令等に違反していないか</li><li>支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか</li><li>旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数が関係記録と合致しているか</li></ul>
③ 契約事務(委託・工事)について	<ul style="list-style-type: none"><li>適正な方法により契約を行っているか</li><li>随意契約理由は適正か</li><li>契約の履行確認は適正に行われているか</li></ul>
④ 負担金、補助金の執行について	<ul style="list-style-type: none"><li>支出対象、支出金額は適正か</li><li>補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われているか</li></ul>
⑤ 公の施設の管理について	<ul style="list-style-type: none"><li>指定管理者の指定は適正、公正に行われているか</li><li>協定書等に必要事項が適正に記載されているか</li><li>管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か</li></ul>
⑥ 財産の管理について	<ul style="list-style-type: none"><li>備品台帳に登録されているか</li><li>物品は正しく管理され整理されているか</li></ul>
⑦ 公金等の保管状況について	<ul style="list-style-type: none"><li>収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か</li><li>郵便切手やはがき等の保管は適正且つ差引簿と合致しているか</li></ul>

## 5. 監査の実施内容

本年度の監査計画に基づき、監査対象部署から提出された関係書類及び諸帳簿を照合したうえで、監査当日は、担当職員から事務の執行状況等について聴取し、主要な事業及びその予算の執行状況並びに、委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理が適正かつ効率的に行われているかということに主眼を置いて監査を実施しました。

## 6. 監査の結果

事務の執行状況等に関しては、監査を実施した範囲において、概ね、関係法令等に基づき適正且つ効率的に処理されていると認められましたが、改善・検討を要する事項が一部見受けられましたので、担当部署の所属長及び職員に対し、所見を申し述べるとともに指導を行いました。

今回指摘した事項について十分留意していただくとともに、より一層、慎重かつ丁寧に事務を執行されることを望みます。

改善・検討を要する事項は、次のとおりです。

### (1) 委託・修繕契約事務について

ア. 各種行事の運営や事業等の委託については、事業内容や委託目的を明確にし、事業報告書等により事業効果を精査することで、委託料の適正執行に努められたい。

(各課共通事項)

イ. 修繕・工事について、その大半が緊急での随意契約で行われているように見受けられる。修繕等の業務の発注に際しては、随意契約によることが可能かつ適切な案件であるか否かを十分に精査し、かつ、業者の選定は入札を基本とすることにも留意して、公務の透明性と信頼性を害することのないよう、慎重に対処していただきたい。

(教育総務課)

### (2) その他

ア. 修繕や備品購入の際に、市の予算で対応すべきものと保護者等の協力により対応すべきものとの線引きを明らかにされたい

(教育総務課、各幼・小・中学校)

イ. 切手の管理については、適時、現物と受払簿を照合し、適切に管理されたい

(大福小学校)

ウ. 薬品の管理については、定期的に保管する薬品の残量を確認するとともに、薬品を使用した際は、使用日時・使用数量・使用者・使用後の残量に関しても、簿冊により適切に管理されたい

(桜井西中学校)

エ. 建物が老朽化して危険な場所があるように思われる。予算にも限りはあると思うが、子ども達や働く職員の安心と安全を確保するために、必要な修繕等を実施していただきたい。

(教育総務課、各幼・小・中学校)